

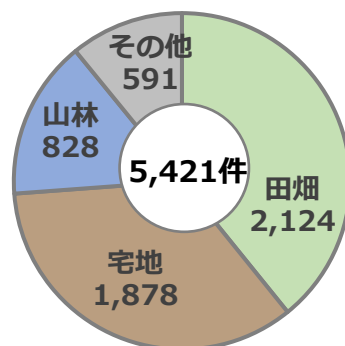
データを読む

「相続土地国庫帰属制度」 帰属になったのは半数！

相続や遺贈によって取得した土地の所有権を、一定の要件を満たす場合に国庫に帰属させることができる「相続土地国庫帰属制度」。2023年(令和5年)4月27日に施行され、ちょうど3年経ちました。

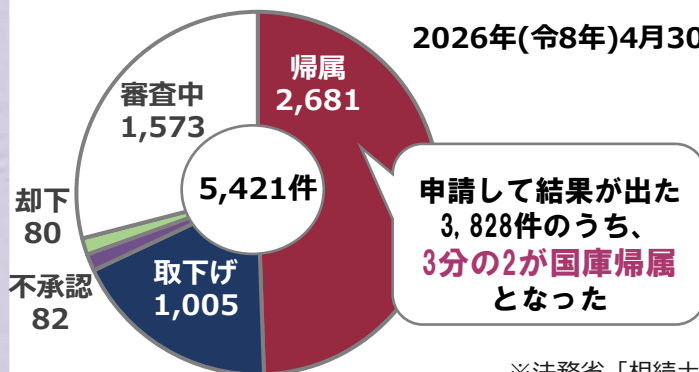
申請した5,421件のうち、帰属になったのは約半数の2,681件です。
「建物がないこと」「担保権や使用収益権が設定されていないこと」「他人の利用が予定されていないこと」「土壌汚染されていないこと」「境界が明確であること」「崖地でないこと」など、厳しい要件を満たしていなければ、例えば申請したとしても帰属には至りません。
申請する以前にあきらめるケースが非常に多いと考えられます。

■地目別 申請件数



■相続土地国庫帰属制度 施行日からの累計申請件数

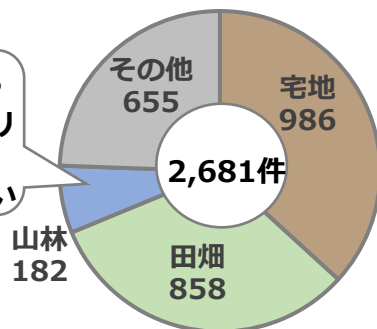
2026年(令和8年)4月30日現在



申請して結果が出た
3,828件のうち、
3分の2が国庫帰属
となった

山林は場所や
境界がハッキリ
しないから
認められにくい

■地目別 帰属件数



※法務省「相続土地国庫帰属制度の統計」より作成

【取下げの原因 例】 1,005件

- ・ 542件：有効活用の見込みが生じた
- ・ 348件：却下・不承認であることが判明した
- ・ 115件：その他

【却下の理由 例】 80件

- ・ 37件：添付書類の提出がなかった
- ・ 21件：境界が明らかでない土地に該当した
- ・ 20件：現に通路の用に供されている土地に該当した

【不承認の理由 例】 82件

- ・ 39件：工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地に該当した
- ・ 35件：国による追加の整備が必要な森林に該当した
- ・ 11件：災害の危険により、被害をを防止するための措置が必要な土地に該当した

必要書類の添付漏れには
要注意！

特に、「測量図」や
「境界確定図」を
用意できない土地は却下！

もともと条件に
あてはまっていない土地は
却下・不承認になる
可能性が高い